

(別紙1)

24飯 総第157号
平成24年6月11日

原子力災害対策本部
本部長 野田 佳彦 様

飯舘村長 菅野 典雄

「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針決定について（通知）

このことについて、飯舘村議会より同意を得、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、併せて付帯事項も付記させていただきますので、実現に向け特段のご配慮をお願いします。

記

1. 「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針

- (1) 区域の見直しは、行政区単位とした。
- (2) 「帰還困難区域」⇒○長泥行政区
- (3) 「居住制限区域」⇒○草野行政区○深谷行政区○伊丹沢行政区
○関沢行政区○小宮行政区○宮内行政区
○飯樋町行政区○前田・八和木行政区
○大久保・外内行政区○上飯樋行政区
○比曽行政区○藤平行政区○関根・松塚行政区
○白石行政区○前田行政区
- (4) 「避難指示解除準備区域」⇒○八木沢・芦原行政区○大倉行政区
○佐須行政区○二枚橋・須萱行政区

2. 付帯事項

- (1) 行政区の一部に高線量地区（50mSv/年超がある地区）が混在する、「比曽行政区」、「藤平行政区」、「前田・八和木行政区」の3行政区については、財物（不動産・動産）賠償を、「帰還困難区域」と差が生じな

いよう配慮のこと。

(2) 精神的損害賠償については、避難指示解除後においても生活環境等が整うまで十分な猶予期間を認めること。

(3) 仮設住宅及び借り上げ住宅の入居者の補助支援については、避難指示が継続される限り認めること。

また、避難指示解除後においても、諸事情があつて「すぐには戻れない人」、「戻らない人」の心に寄り添い、一定の猶予期間を設け支援を継続すること。

(4) 「帰還困難区域」に対するバリケードの設置にあたっては、区域住民のことに配慮し、極力簡易なものとする。

(5) 除染にあたっては、住民が安心して帰村できるよう徹底した除染を実施するとともに、除染後20mSv/年以下であっても、住環境周辺の立木（居久根・裏山の立木）の求めに応じた伐採及び補償を行うこと。

(別紙2)

復興大臣 竹 下 亘 様

飯舘村の復興・再生に関わる
要 望 書

平成26年9月22日

福島県相馬郡飯舘村長 菅 野 典 雄

飯舘村の復興・再生に関わる要望書

あの忌わしい原発事故から早くも3年半が経過した。国による直轄除染の大幅な遅れに伴い、本村の復興・再生は大分遅れているのが現状である。村としては一日も早く帰村できる環境（除染・インフラ整備など）を整え、村民に帰村の時期を示し帰村後の不安を少しでも解消させなければならない。

そのためには、将来の生活設計が立てられるような産業振興施策をはじめ、放射線に対する不安を取り除くための健康対策など、具体的かつ実効ある施策を講ずることが喫緊の課題である。

現在村の復興計画（第5版）を策定中であり、村の復興・再生について、村民にできるだけ先行きが見透せるよう、雇用を含めた新たな産業振興策やインフラ整備、暮らしや教育環境などについて、精力的に取り組んでいるところである。

ついては、村の復興・再生を加速化させるため、下記事項について要望いたしますので、国による支援について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「深谷地区」復興拠点エリア整備事業の支援について

復興にあたって、新たな村づくりの拠点（シンボル）として、道の駅や同駅に併設する情報交流施設「までい館」、「花卉展示栽培施設」、「コンビニエンスストア」、「メガソーラー施設」、「復興住宅」などを計画しており、各事業に対する国の支援を行うこと。（各事業内容は、別紙のとおり）

2. 仮設・借上げ住宅の一定年度の継続支援について

現行の制度ですと、避難指示が解除された場合、解除後1年間に限って支援されることになっているが、1年間であると将来の身の振り方の判断ができかねるため、3年程度の猶予期間を設けること。

3. 農地の保全管理に対する支援について

除染後の農地は、地力が落ち直ちに作物が栽培できる環境にはない。したがって、肥培管理などによって地力がつくまでの期間、農地を荒廃させないための「農地管理会社」的な組織に対する支援を行うこと。

4. 里山再生のための長期的な支援について

国においては森林の除染は考えていないようであるが、村民の多くは帰村しても裏山の放射線量が高いことが不安で、帰村を躊躇している。少なくとも裏山の「里山」といわれる範囲は、除染を兼ねた森林の再生整備は欠かせない。

このことが村民の不安解消にもつながると思われるので、里山整備のために中長期的な財政支援（例えば10年～20年間程度の地方交付税による財源措置）を行うこと。

5. 除染の迅速化について

除染が大幅に遅れており、帰村の時期を具体的に示せないでいる。これ以上避難生活が長引くことは、村民の健康面で大変心配されるため、早期の除染完了に向け、最大限の取り組みをすること。

「深谷地区復興拠点エリア整備事業」にかかる要望内容

飯舘村は、阿武隈山系の高原に開けた自然豊かな美しい村である。村の総合振興計画では、人と人とが「お互いさま」の心を持って接しあう飯舘流スローライフ「までいライフ」を推進し、この村の取組はこれまで幾度も全国表彰を受けている。

しかしながら、この度の福島第一原子力発電所における原子力災害により、村は、放射能汚染による危険にさらされた上、全村避難を強いられ、避難生活は4年目を迎え長期化し、現在においても、帰村時期の目途すら見定められない。このような現状の中で、村民の不安と心労については計り知れず、将来に渡っても、様々な風評被害が生じる可能性については、今後の帰村、復興・再生に関わり、村が強く憂慮するものである。

村では、全村避難直後から、村民や外部有識者を交え、「村民一人ひとりの復興を目指す」復興計画を取りまとめ、日々直面する課題から中長期的な復興事業まで、定期的に見直しを行ってきた。復興計画第4版では、重点施策の一つとして、村内における復興拠点エリア計画の検討を行っており、平成26年7月に着手した復興計画第5版では、復興拠点エリア整備に係る具体的な進捗状況を取りまとめる予定である。

「深谷地区復興拠点エリア整備事業」は、復興計画推進委員会に加えて、村議会及び村民懇談会での議論を重ねて取りまとめた事業である。この度、村では、村民が細やかに築いてきた村での生活を奪われ、不自由な避難生活を強いられているという甚大な原災被害までも、未来に続く「村づくり」の一つの土台にするという新たな発想を持って取り組む復興・再生の出発点として、深谷地区に復興拠点エリアを整備するものである。

「深谷地区復興拠点エリア」については、新たな「村づくり」を中心的に担う産業用地として整備し、官民連携による事業形態を取り入れ、地域交流の活性化及び地域産業の振興を推進する。震災以前より村の主要産業は農業であったことから、農業関連事業に携わる企業や研究機関と協力連携し、この「深谷地区復興拠点エリア」を、村の気候等に根付く農産物の拡充を図る「農業産業用地」として、整備を進めていきたいと考えている。

第一段階として、復興のシンボルとなる花をテーマとした道の駅「までい館」及びこれに隣接する商業施設を整備し、村内外との交流人口を増やし、地域経済の活性化を図る。

また、民間企業と協力体制を組み、風評被害を受けにくい花卉栽培事業や営農再開を支援するための土壌改良開発生産事業等を導入し、村の主要産業である農業を、復興・再生のための村の産業振興の基軸として、農業関連産業の充実及び多様な雇用の機会、働き場の創出を図る。

さらに、拠点エリアの各施設の維持管理及び今後の復興・再生事業の実施については、太陽光発電施設を整備し、売電収益を活用することにより、雇用機会の創出を図るとともに、村の財政負担の軽減化、効率化に努めるものである。

加えて、深谷地区拠点エリアには、帰村後自宅に戻っても一人暮らしが困難な高齢者、高線量地区の村民、拠点エリアで就業する村外からの中・高年、若者等のため、村営住宅を整備し、商業施設や職場に近接した暮らしやすい環境を整えていくものである。

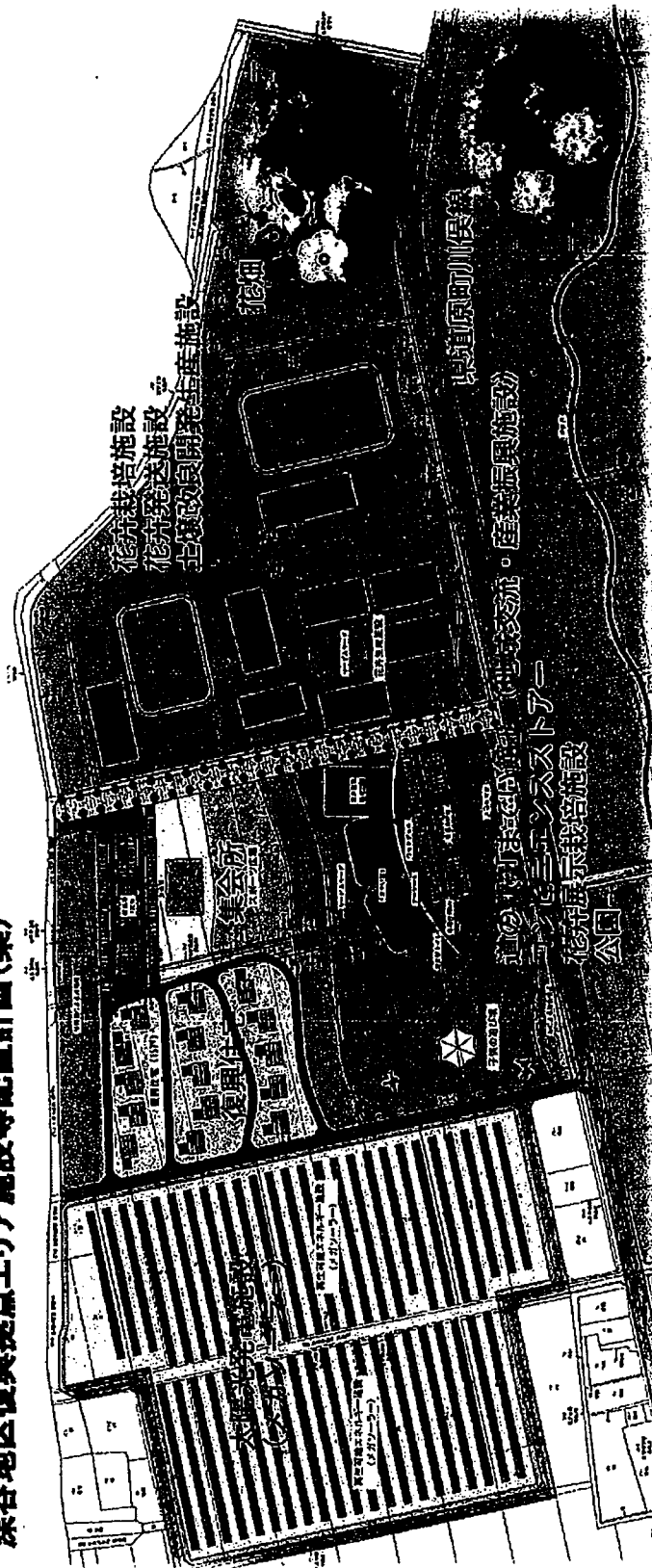
村営住宅周辺には、深谷地区や周辺地区の村民や事業者が利用できる共用集会所及び緑化公園を設置し、地域コミュニティによる高齢者や子育て世代への支援が充実するよう環境を整備していく。

「深谷地区復興拠点エリア」は、飯舘村から発信する「新たな日本の農風景」の提案であり、未曾有の原災被害により長期間全村避難を強いられた自治体の復興・再生モデルとして、各種の災害復興に資する知的財産となるものと考えている。

この度の原災被害を経験したからこそ、新しい発想をもって創造できる活力と魅力ある「村づくり」を推進するため、「深谷地区復興拠点エリア整備事業」について、福島再生加速化交付金による支援を強く要望するものである。

飯舘村深谷地区復興拠点エリア整備事業

深谷地区復興拠点エリア施設等配置計画(案)



深谷地区農業産業用地立地予定施設事業(案)



道の駅「までい館」

深谷地区復興拠点エリアの中心となる地域交流・産業振興施設として整備し、「いいたでまでいライフ」をPRする村民手作りの手工芸品の展示販売や村及び近隣地域の特産物等の販売スペースを設け、交流人口の増加を図り、地域経済の活性化を進める。



花卉展示栽培施設

道の駅「までい館」に隣接した施設として設置する。栽培した花卉等を斬新な手法で展示し、種々の花卉の販売を行う。四季折々、珍しい様々な花卉を楽しむことができる道の駅のテーマとなる「花」の施設として、民間企業の協力の下、交流人口の増加を図る。



花卉栽培施設

村の復興をイメージした花卉等を開発、栽培する施設として整備し、民間企業が経営・運営を行う。拠点エリアの施設で、様々な花卉等の育苗・栽培を行うことに加えて、花卉栽培農家との委託栽培を進め、村の新たな主要産業の拠点とする。



花卉発送施設

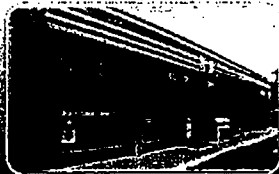
花卉栽培施設に隣接して、栽培した花卉等を販売先、委託先に発送する施設を整備し、発送手続き業務を集約し、利便性を高める。輸送業務及び経営については、民間企業の参入を図る。



土壌改良開発生産施設

原災避難や除染により脆弱となった農地の地力を回復させ、村内だけでなく他の被災地域の営農再開を支援するため、土壌改良肥料等の開発・生産を行う事業を実施する。事業実施・経営・運営については、民間企業の協力を得る。

深谷地区農業産業用地立地予定施設事業(案)



コンビニエンスストアー

道の駅「までい館」に隣接して設置し、「村の商店」としての役割を担う。帰村後は、高齢者世帯が増加することを見込み、宅配サービスも実施する。



太陽光発電施設

官民共同出資により設立した「いいたてまでいな復興株式会社」が太陽光発電施設を設置し、売電事業を行う。売電収益は、拠点エリアの施設管理維持及び村の復興事業に充て、様々な雇用機会の創出や産業の充実を図る。



復興住宅

帰村後自宅に戻っても暮らしが困難な高齢者、高線量地区の村民や拠点エリアで就業する村外からの移住者のため、拠点エリア内に村営住宅を整備し、商業施設や職場に近く、暮らしやすい環境を整える。



共用集会所

深谷地区及び周辺地区の村民、事業者が利用でき、地域コミュニティによる高齢者や子育て世代を支援する拠点施設として、集会所を整備する。



公園

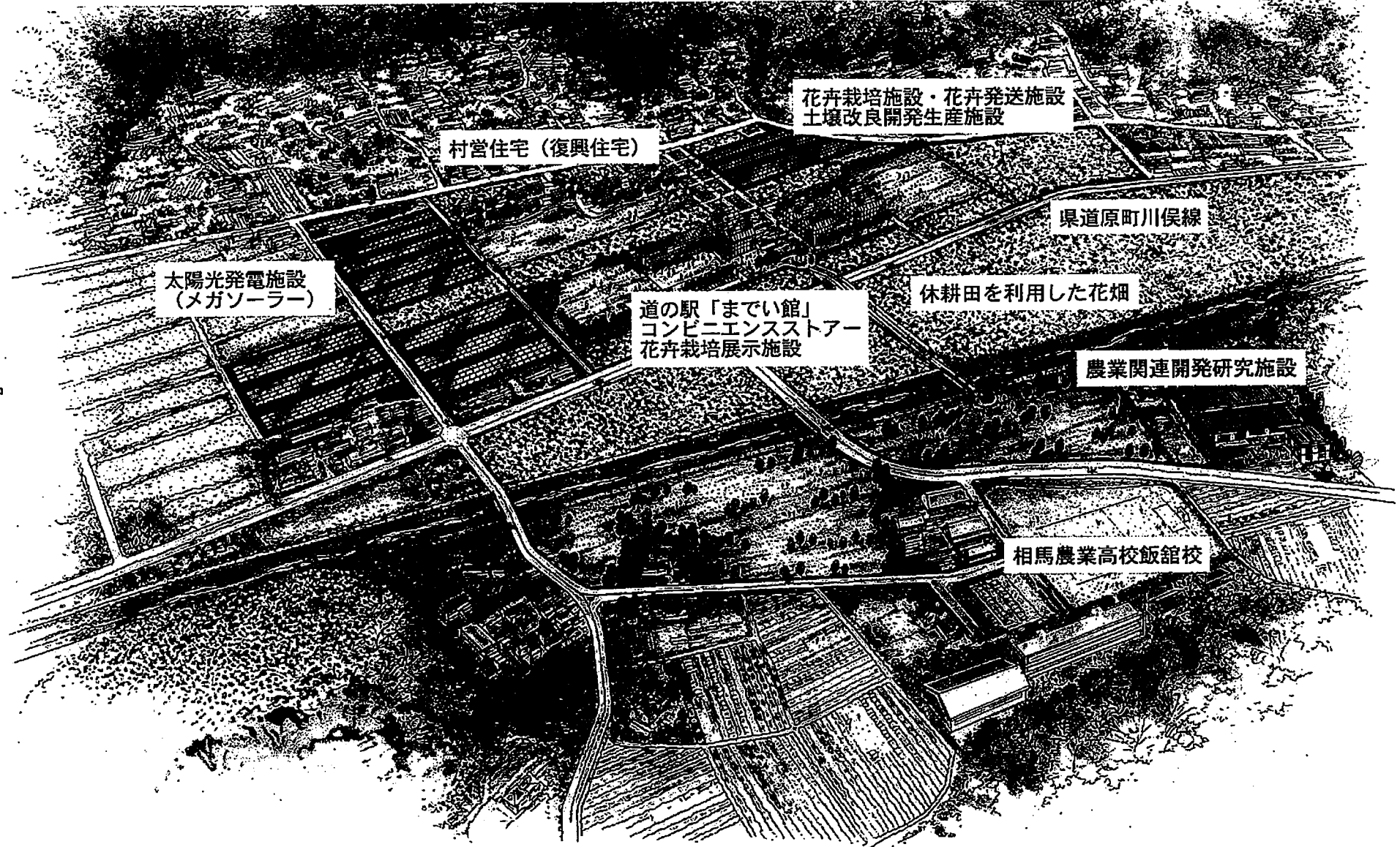
道の駅「までい館」に隣接して整備し、道の駅を訪れる人々の憩いの場、子どもの遊び場として、交流人口の増加を図る。

想定される雇用創出効果

施設名	雇用創出効果の想定	想定雇用人数
道の駅「までい館」	「までい館」には、手工芸品や特産物等を販売する村民や事業者にスペースを貸与し、働き場を設ける。また、トイレ、駐車場を含む施設の清掃、警備等の維持管理に関する雇用を創出する。	10～13人／年
花卉展示栽培施設	花卉展示栽培施設の運営については、民間企業が行い、花卉等の栽培、展示・管理及び販売に関する従業員として、高齢者を含めた幅広い世代の雇用創出を見込む。	3～5人／年
花卉栽培施設	村の新たな主要産業とすべく、復興をイメージする花卉等の開発、育苗・栽培を行う。栽培等の指導、販売ルート確保等の経営については、民間企業の協力を仰ぎ、従業員としての雇用を見込むことに加え、花卉栽培農家との委託栽培を進め、農産業の充実を図る。	10～20人／年 (委託栽培農家を含む)
花卉発送施設	村内で栽培された花卉等を委託先又は販売先に発送する施設として整備し、民間企業が運営を行う。発送等の事務職に関わる雇用を見込む。	3～5人／年
土壌改良開発生産施設	脆弱化した農地の地力を回復させ、村内外の営農再開支援のため、土壌改良肥料の開発生産工場施設を整備する。民間企業が運営し、必要な従業員として、若年層の雇用の場の創出を見込む。	10～15人／年
コンビニエンスストア	コンビニエンスストアを誘致し、村内の商業サービスの再開を図る。帰村後の高齢者世帯の増加を見込み、宅配サービスも行う。販売店員や宅配員として、働き方を選べる雇用の機会を創出する。	15～20人／年
太陽光発電施設	太陽光発電施設の警備、施設周辺の維持管理を行う作業員として、村民の雇用を見込む。また、太陽光発電施設の売電収益により、各施設の維持管理及び復興事業の一部を担い、産業の充実及び雇用創出を図ることに資する。	3～5人／年
計		54人～83人／年

飯館村復興拠点エリア イメージ図

深谷地区復興拠点エリアの県道原町川俣線の北側約16haについては、4つのエリアに分けて段階的に整備し、復興・再生を目指します。



福島再生加速化交付金

34. 原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

事業概要

原子力災害被災地においては、上下水道やガス等の産業インフラが未だ完全には復旧していない中、12市町村への企業の帰還や新規立地を促進していくことが必要。避難企業の帰還や企業誘致の加速に向け、既存の産業団地等の再整備に加え、新規の産業団地等の整備が急務の課題。このため、リスクの高い産業団地等の整備等について、被災自治体が整備する際の支援を行い、早期に産業団地等を整備・再編し、企業の帰還・新規立地を加速させていく。

補助対象

自治体が撤退企業等からの用地買収・借り上げ等による産業団地（工業団地や産業用地）の再整備や新たな産業団地の整備により、帰還企業又は新規立地企業に対して産業団地の賃貸を行う事業（※）に要する以下の経費

- ・産業団地の整備に係る調査設計費 ・用地取得、土地造成費 ・施設改修・解体・撤去費 ・土壌汚染対策費
- ・関連インフラ整備費（上下水道、電気・ガス、排水処理、道路、防災調整池、公園・緑地、放射線モニタリングポスト等）
- ・附帯施設・設備整備費（共用集会所等） ・企業誘致事業費（ニーズ調査、ホームページの整備、説明会開催等）

※自治体が企業等に対して整備した産業団地・工業団地等の売却（譲渡）を行う場合は、国庫返納の対象となる。
賃貸料は、団地内の施設維持経費及びそれに類するものに充当するものとする。

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。

※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

対象地域

12市町村

交付団体・事業実施主体

福島県・市町村

国庫補助率等

国：3/4、県・市町村：1/4

市町村の計画

再生加速化事業計画の申請項目（※）に加えて、市町村が作成する復興整備計画との整合を図ること。

※再生加速化事業計画の申請項目：①計画の区域、再生加速化の目標、③事業概要及び地域の再生加速化との関係、④要する費用、⑤実施主体、⑥その他

入居企業

娯楽営業、風俗営業、投機的営業等の不適切な業種が入居しないように制限する。

【工業団地造成の例】

